

## 第 2 章 計画の基本的な考え方

## 第 1 節 計画の目的

この計画は、町民の誰もが、生涯のいつでも、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会」の実現をめざして策定したものです。

計画の推進にあたっては、「豊かなところを育むまち」づくりを基本方針として、町民の担う役割と行政が担う役割を検証しながら、町民とともに全庁を挙げて取り組みます。

## 第 2 節 計画の位置付け

この計画は、第 5 次長期総合計画を上位計画とします。加えて、第 4 次長期総合計画から引き継がれた基本理念である「自立と協働」を念頭に、基本目標のひとつである「豊かなところを育むまち」を具現化するために策定する個別計画です。

瑞穂町の生涯学習を推進するために、学校教育、スポーツ、読書、保健福祉など、町の各分野における個別計画との整合をはかるとともに、瑞穂町社会教育委員の会議からの意見等をふまえ、瑞穂町における生涯学習に関する施策全般を位置付けるものです。また、「誰もが気軽に話し、地域やグループなどに参加できるコミュニティの実現」、「地域問題の解決をはかるために、地域やさまざまな団体等とのネットワークづくり」、「住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな事業の協働による展開を検討する」など、取り組むべき具体的な内容を示します。

## 第 3 節 計画の期間

この計画の期間は、第 5 次長期総合計画との整合をはかるため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。また、社会経済情勢の変化などにあわせて、前期 5 年間終了時に見直しを行います。

#### 第 4 節 計画の評価

本計画の達成状況については、町民の生活や社会的状況の変化に柔軟に対応するため、各事業については毎年度評価を行い、計画期間の中間年である令和 7 年度に中間評価、10 年後の最終年度には総括的な評価を実施します。具体的な評価については、関連部署で評価の後、社会教育委員等が 2 次評価を実施します。また、進捗管理については教育部社会教育課が行います。

#### 第 5 節 計画の将来

本計画を推進することで、将来は子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境が整備され、その成果を活かすことのできる仕組みが整います。

文化・芸術や趣味の活動や、年齢や体力に応じたスポーツに親しむことにより、人と人との交流および地域と地域との交流が盛んになり、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会となっています。

